

平成 2 4 年 度

公 營 企 業 部
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

1 監査の対象

公営企業部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。(水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計)

2 監査基準日・監査の範囲

平成24年7月31日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

公営企業部 業務課・水道課 平成24年9月24日 午後1時30分から
" 業務課・下水道課 平成24年9月24日 午後3時30分から

4 監査の方法

監査の対象となった水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計の下記項目について、公営企業部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「平成23年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【業務課・水道課】

1 水道事業における漏水対策について（宅内漏水含む）

2 水道使用料の滞納対策及び債権管理（時効期間の管理）の状況について

3 過去3年間の上水道、簡易水道の給水原価及び使用料単価の推移とその対応について（単位：円/m³）

4 御坂浄水場の進捗状況及び市内各地区の給水量における需給状況について

【業務課・下水道課】

1 下水道受益者負担金の滞納対策としての差し押さえに向けた取り組み及び債権管理（時効期間の管理）の状況について

2 過去3年間の汚水処理原価及び使用料単価の推移とその対応について（単位：円/m³）

3 下水道事業における旧町村別の普及率と水洗化率及び未接続世帯数とその状況について

- 5-①「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 5-②「委託契約（工事関連委託）（予定）調書」
- 6「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」
- 7「工事請負実施（予定）調書」
- 8「公有財産購入に関する調書」
- 9「歳入状況調書」
- 10「歳出状況調書」
- 11「滞納状況調書」
- 13「賃貸借に関する調書」
- 16「郵便切手受払状況」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成24年7月31日現在における公営企業部から提出された水道事業会計、笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計における歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。また、水道料、水道加入料、開栓手数料等の現金収納状況及び郵便切手受払状況についても、現金収納処理及び切手保管枚数と受払簿に相違なく、受払が適正に行われていたことを確認した。

(2) 事務・事業の執行状況

公営企業部に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査における指摘・要望事項を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

業務課 水道課	事務 事業	①	有収水量の向上については、漏水量を見ながら、何処から優先的に修繕を行えばいいのか、よく部内協議を行いながら、積極的に工事を行ない、目標数値に近づけるように、有収率の向上を図ること。
		②	水道料金の滞納者で転出先が不明の者がいるが、戸籍担当とも連携をして、追跡調査ができるものについては、追跡調査を行い徴収率の向上を図ること。
		③	ホテル・旅館等の大口滞納者については、市の基幹産業ではあるが、公平性の面からも厳しい態度を示し、差押えるべきものは差押え、未納額が回収できるよう滞納額の縮減に努めること。
	支出 伝票 につ いて	①	シルバー人材センターの請求書の日勤表に記載がなかったもので、必ず記載をさせて勤務状態の確認をしてから、支払いをすること。
		②	単独で行なうオイル交換の歳出科目については、消耗品で支出すること。
業 務 課 下水道課	事務 事業	①	下水道受益者負担金の滞納対策については、滞納整理マニュアルに基づき、今後とも滞納額の縮減に努め、無為に時効を迎えることのないようにすること。
		②	下水道使用料、受益者負担金の未納者への差押えについては、収税課とも協議をして、税、料金を合わせて可能になるように、組織体制の整備・検討を行なうこと。
		③	下水道利用可能地域における、下水道への未接続世帯については、より一層強力な加入促進を図ること。

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成23年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【業務課・水道課】

《指摘要望事項①》

大口使用者にかかる、水道料金の滞納縮減対策及び宅内漏水の対策については、組織全体で

内規の整備を早急に行い、料金収納率の向上及び有収率の向上に積極的に努められたい。

《対応措置の内容》

大口使用者を含め滞納者には、催告書の送付と併せ徴収員が臨戸訪問をし、料金納入を促しています。しかし、景気の低迷等により、あまり進んでいない状況であります。

一度に全額を納付するのが困難な者については、分納誓約書を取り交わし、定期的に徴収を行っております。分納不履行者、納入に応じない者については、条例及び給水停止マニュアルにより、給水停止を行っております。

ホテル・旅館の大口滞納者については、市の主要産業であるため、産業観光部観光商工課にも協力を求め、数回話し合いをしましたが、納付されない状況であります。

宅内漏水の対策については、検針時に異常水量があった場合、検針票に記入するか、直接家の人に漏水の可能性を伝え、確認をするよう周知しております。また、早期に対応するよう検針員にも徹底をしています。

漏水しているのに修理をしない者については、再三修理を行うよう指導をしております。その結果、宅内漏水は減ってきておりますが、新たな宅内漏水も発生しており、条例に基づく漏水減免基準により制度を説明し、早急に修理をするよう指導を行っております。

《指摘要望事項②》

水道料金の滞納整理方法については、内部協議を行い、給水停止処分対象者等、誰が見ても統一見解が図れるよう、内規の整備を早急に検討すること。

《対応措置の内容》

給水停止処分は、平成19年度から実施しています。

内規については、過去の経過及び成果等を参考に、内部協議を行い、整備を行っています。

《指摘要望事項③》

簡易水道事業が上水道事業に移行されたが、既設の水道施設の廃止等、内部改革を積極的に行い、よりスリムな経営改革を図ること。

《対応措置の内容》

笛吹市水道事業は、平成20年3月厚生労働大臣から石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川町及び春日居町の、6地区を給水区域とする創設認可を受け、平成23年に、それまで簡易水道であった一宮町、境川町及び春日居町の3地区を上水道事業に移行しました。

また、その認可の中で、畑かん用水を転用し、水道用水とするための境川町浄・配水場及び御坂町浄・配水場の建設が計画され、平成22年度末に境川浄・配水場が完成し、給水を開始しています。

境川浄・配水場の給水開始により、既設の大黒坂、原、藤袋、大窪水源を廃止し、大坪八反田、石橋溜井西水源の停止（予備水源）を行いました。

現在、建設事業を進めている御坂浄・配水場が完成後には、御坂地区の若宮第2、若宮第3、若宮第4、東部、二階、成田、金川原水源の7水源の廃止を予定しています。

最終的には、必要給水量等を勘案する中で、施設の廃止等を改めて検討していきます。

《指摘要望事項④》

温泉使用料の滞納対策について、権利所有者の契約解除も含め、法的な対応方法を早急に内部検討すること。

《対応措置の内容》

滞納整理は、水道使用料と同様に、徴収員の臨戸訪問、通知書の送付等により納付を促しています。滞納者の契約解除については、給湯規程により、契約解除できることとなっていますが、契約時に多額の維持料を納めており、維持料は還付しないこととなっていることから、契約解除の滞納処分はしていません。

契約解除を含め滞納整理と温泉管理について、水道課・業務課で部内検討をした結果、温泉を使っていなくても、基本料金は掛かるため、新たな滞納額を増やさないために、滞納者及び長期休止者には、権利の無償返還をするよう指導することとしています。

今年度は、これまで6件の無償返還があり、その内滞納者は2件であります。

《指摘要望事項⑤》

○伝票について

①会計課の指導によりガソリンの起案日は最初の給油日、検収日は最終給油日の日を記入すること。

②温泉事業の課長決裁の日と決裁日に記入された日が相違しているものがあつたので、記入の際は注意すること。

③旅費請求書に日付がないもの、合計欄に金額がないものが見受けられたので、記入漏れがないようにすること。

④業務課、水道課の支出命令書の課長印は基本的には日付印を押すこと。

《対応措置の内容》

職員に指摘事項を周知徹底する中で、伝票起票の際には、各々の職員が記入漏れが無いよう確認し、また、業務課総務担当において、支出伝票作成時に、最終確認をしています。

【業務課・下水道課】

《指摘要望事項①》

水洗化促進については、未加入者への接続依頼、60歳以上の世帯員がいる世帯への下水道加入促進のためのキャンペーンが行なわれているが、さらに障がい者世帯への検討を行うなど、更なる水洗化率向上のため、より一層の経営努力をすること。

《対応措置の内容》

平成23年度一年間「加入促進キャンペーン」を実施しました。

接続件数は全体で413件、その内キャンペーン対象件数は183件で、全体の44.3%を占めていました。

その結果、22年度からは件数で31件、率で7.5%増加実績があつたので、一定の成果は上がったと判断しています。

次回の加入促進キャンペーンを実施する時には、障がい者世帯への配慮等も検討し、更なる

水洗化率向上を目指して経営努力をしております。

《指摘要望事項②》

下水道受益者負担金の滞納対策については、負担の公平性の面からも厳しい態度を示し、差押えるべきものは差押え、未納額が回収できるよう、内部検討を行い、滞納額の縮減に努めること。

《対応措置の内容》

指摘を踏まえ、課内で滞納問題について協議を実施した。

協議の中で徴収員を投入することとし、平成23年10月より2名雇用し、滞納者の個別訪問を実施する等、督促を開始しました。

徴収員が定期的に滞納者宅を訪問することにより、相当額の滞納金が徴収されています。

滞納額が多く、経済的に厳しい世帯には債務承認・分納誓約書を交わしてもらっています。

現在、滞納整理マニュアルに基づき徴収を行っており、計画的に徴収することにより、1円でも多い収納を目指し無為に時効を迎えてしまわないように努めています。

また、差押えについては、市として税、料をあわせて可能とするよう、組織体制を含め見直しの検討を行なっています。

《指摘要望事項③》

下水道事業、農排水事業の支出命令書の課長印は、基本的には日付印を押すこと。

《対応措置の内容》

指摘後、確認しながら事務を執行しています。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針が以下のとおり回答された。

【業務課・水道課】

《指定事項①》

水道事業における漏水対策について（宅内漏水含む）

《現状及び今後の方針》

有収率が低い地区を対象に、漏水調査を行い、漏水量の低減に努めるとともに、継続的に事業実施し、有収率が85%以上となるようにしていきたい。

また、老朽管の更新について、漏水多発管路を優先的に行い、漏水の発生を抑止していく。

《指定事項②》

水道使用料の滞納対策及び債権管理（時効期間の管理）の状況について

《現状及び今後の方針》

水道使用料の滞納対策としては、通知書及び催告書を送付するとともに、3期以上の未納者には、業務課料金担当と臨時職員が臨戸訪問し徴収しています。

長引く景気の低迷により、全額納付者は少なく、分納誓約による納付となっております。

臨戸訪問による徴収にも応じない者、また、分納不履行者については、給水停止予告書を送付し、それでも応じない者には、給水停止処分を行っています。

水道使用料の時効は、2年でありますので、3期以上の滞納者には、厳しい姿勢で対処していきます。

債権管理については、水道使用料の時効は、2年となっておりますが、援用がない限り消滅時効になりませんので、2年以上たっても徴収できますが、滞納者の所在が不明等の理由により、徴収が見込めない者については、条例、規則により債権を放棄し、不納欠損していきたいと考えています。

《指定事項③》

過去3年間の上水道、簡易水道の給水原価及び使用料単価の推移とその対応について

(単位：円/m³)

《現状及び今後の方針》

過去3年間の給水原価及び使用料単価の推移は別紙1のとおりです。

平成23年度は、簡易水道の一部を上水道に移行したことにより、上水道、簡易水道とも差が大きくなっています。

今後は、施設の統合、廃止等による経費の削減、経常経費の削減に努め、給水原価の低下を図っていききたいと考えています。

別紙1

(単位：円)

年 度	事業区分	給水原価	供給単価	差 額
平成21年度	水道	137	112	25
	簡水	213	105	108
平成22年度	水道	143	126	17
	簡水	219	121	98
平成23年度	水道	171	124	47
	簡水	317	47	270

給水原価＝経常収益/有収水量

供給単価＝給水収益/有収水量

《指定事項④》

御坂浄水場の進捗状況及び市内各地区の給水量における、需給の状況について

《現状及び今後の方針》

御坂浄・配水場の建設の進捗状況については、現在、浄・配水場建設実施設計及び導送水管布設実施設計業務を委託しており、設計書が完成次第、工事発注をする予定となっております。

市内各地区の給水量については、別紙2のとおりとなっております。全体の有収水量は、年々遞減している状況となっております。

別紙2

配水量

(単位 m³)

地区名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
石和町	4,954,870	4,983,538	5,203,888	5,166,806	5,186,817
御坂町	1,645,489	1,642,311	1,398,827	1,326,837	1,415,554
一宮町	1,541,940	1,455,988	1,477,742	1,515,805	1,401,948
八代町	1,187,688	1,145,988	1,135,128	1,106,603	1,200,261
境川町	715,543	698,353	659,735	601,590	791,683
春日居町	949,185	943,955	926,243	1,024,057	1,144,211
合計	10,994,715	10,869,653	10,801,563	10,741,698	11,140,474

有収水量

(単位 m³)

地区名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
石和町	3,864,237	3,720,565	3,961,164	3,977,390	3,981,716
御坂町	1,346,897	1,344,232	1,091,085	1,034,933	1,004,422
一宮町	1,267,781	1,215,349	1,219,691	1,251,107	1,203,798
八代町	959,649	925,568	909,212	897,089	892,812
境川町	591,647	578,925	547,458	501,325	507,561
春日居町	814,030	798,623	787,556	792,842	776,269
合計	8,844,241	8,583,262	8,516,166	8,545,686	8,366,578

有収率

(単位 m³)

地区名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
石和町	77.99	74.66	76.12	76.98	76.77
御坂町	81.85	81.85	78.00	78.00	70.96
一宮町	82.22	83.50	82.54	82.54	85.87
八代町	80.80	80.77	80.10	81.07	74.38
境川町	82.69	82.90	82.98	83.33	64.11
春日居町	85.76	84.60	85.03	77.42	67.84
合計	80.44	78.97	78.84	78.71	75.10

【業務課・下水道課】

《指定事項①》

下水道受益者負担金の滞納対策としての差押えに向けた取り組み及び債権管理（時効期間の管理）の状況について。

《現状及び今後の方針》

指摘を踏まえ課内で滞納問題について協議をした結果、受益者負担金専門の徴収員を設置す

ることとしました。

平成23年10月より2名雇用し、滞納者宅の個別訪問による督促を開始しました。

徴収員が定期的に滞納者宅を訪問することにより、相当額の滞納金が徴収されています。

滞納額が多く、経済的に厳しい世帯には債務承認・分納誓約書を交わしてもらうよう指導しています。

現在、滞納整理マニュアルに基づき徴収を行っており、計画的に徴収することにより、1円でも多い収納を目指し無為に時効を迎えてしまわないように努めています。

また、差押えについては、市として税、料をあわせて可能とするよう、組織体制を含め見直しの検討を行なっています。

《指定事項②》

過去3年間の汚水処理原価及び使用料単価の推移とその対応について（単位 円/m³）

《現状及び今後の方針》

汚水処理原価については、峡東流域下水道への使用料やマンホールポンプの維持管理費（電気・通信費・修繕費他）、及び償還金の利子分が大方を占め、ほとんど削減の余地がありません。

使用料については、未納額を少しでも減らすことを大前提とするが、将来的に下水道会計の破綻を防ぐには、近年中に料金値上げを行なわなければならない、検討をはじめています。

（単位 円/m³）

年 度	汚水処理原価	使用料単価
平成21年度	215	93
平成22年度	204	109
平成23年度	201	115

《指定事項③》

下水道事業における旧町村別の普及率と水洗化率及び未接続世帯数とその状況について。

《現状及び今後の方針》

（平成24年3月末現在）

旧町村名	普及率 (%)	水洗化率 (%)	未接続数 (人)
石和町	52.9	72.8	3,885
御坂町	37.6	92.0	370
一宮町	48.4	87.7	659
八代町	83.0	81.3	1,339
境川村	91.3	88.7	479
春日居町	86.4	93.5	409

笛吹市は、普及率58.8%、水洗化率83.0%です